

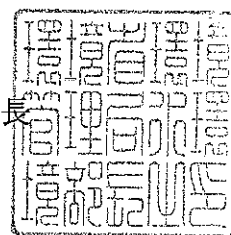


環水管発第 050318001 号

平成 17 年 3 月 18 日

都 道 府 県 知 事 } 殿
水質汚濁防止法政令市市長 }

環境省環境管理局水環境部長



水質汚濁防止の徹底について

水質汚濁の防止の徹底については、先に平成 17 年 2 月 4 日付け環水管発第 050204001 号をもって当職より通知したところであるが、今般、JFE スチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)に加え、昭和電工株式会社(千葉事業所)においても問題となる行為が明らかとなった。このため、今後、特に下記の事項に留意され、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に万全を期されたい。

記

1 特定事業場に対する監視指導関係

今般の事案で特に問題となったのは、排出水の汚染状態及び汚濁負荷量の測定結果記録について、排水基準等を超える測定結果等があったにもかかわらず、長期間にわたり虚偽の記録を行っていたことである。測定及び記録は、排出水に係る排水基準及び総量規制基準遵守義務を担保するために不可欠なものであり、特定事業場に対する監視指導の一層の徹底を図る必要がある。

このため、特定事業場に対し、法第 22 条の規定による報告徴収及び立入検査を適切に行い、特定事業場における排水の監視について指導方万全を期されたい。なお、今回の事案を踏まえ、特に以下の項目について留意されたい。

- ・ 特定事業場における測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること。
- ・ 特定事業場における測定が採水後速やかに行われ、その結果が生産現場に適切に反映されているか否かを確認すること。(排水処理の大原則は、適正な工程管理により可能な限り処理前の水量・汚染状態を低減させることであり、その意味で排水処理施設の管理は工程管理と不可分である。)
- ・ 特定事業場における排出水の汚染状態の測定結果について、立入検査時に原簿等を確認するとともに適宜報告を徴収すること。また、その値を立入検査による測定結果や届出値等と対比すること。
- ・ 特定事業場における排出水の汚濁負荷量の測定状況について、立入検査時に自動計測器の指示値及びその帳票(指定計測法による測定を行っている場合は、その測定原簿)並びに排水流量計の指示値及びその帳票を確認すること。また、その値と届出値等と対比すること。
- ・ 特定事業場における特定排出水の汚染状態の測定を自動計測器で行っている場合は、その校正(窒素・りん自動計測器にあつては、「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(平成13年3月、環境省環境管理局水環境部)」に基づく管理基準の遵守)が適正に行われているか否かを確認すること。

2 スラグの堆積場浸出水等の対策について

JFE スチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)のスラグの堆積場において、浸出水の処理及び流出防止策が適切に行われていなかったことから、その浸出水によるとみられる排出水が防波堤付近から排出され、この排出水が排水基準に適合しない事例が生じた。

貴管下の特定事業場において同様の事例を生じさせないよう、適切に指導されたい。なお、以下の項目について留意されたい。

- ・ 敷地境界線等の状況を調査し、届出書等に記載されていない排水口から排出水が排出されていないか確認すること。
- ・ 届出等では「間接冷却水専用排水口」又は「雨水専用排水口」となっている排水口から届出等と異なる排出水が排出されていないか確認すること。